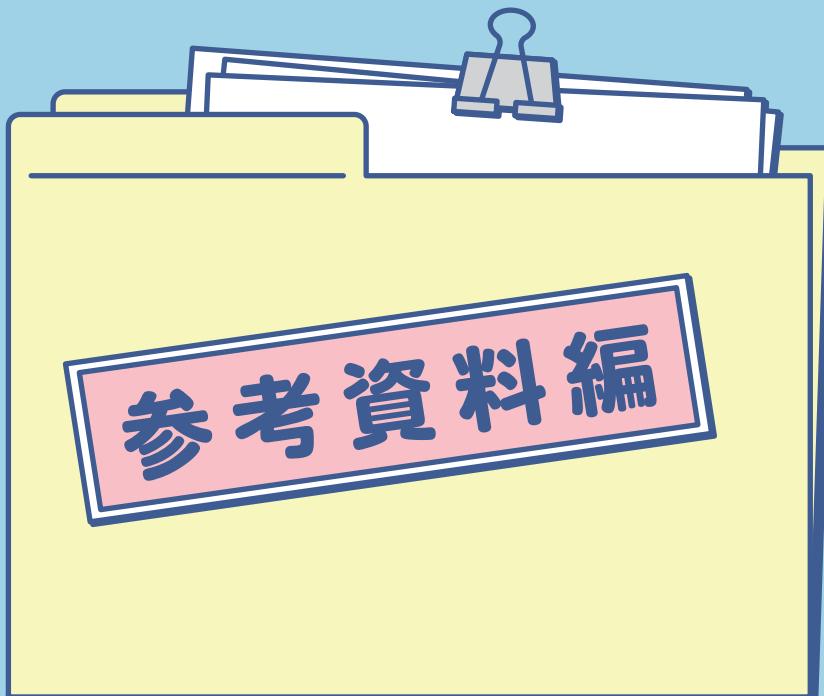


教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

添付資料



令和7年4月

こども家庭庁

【目次】

1. 行動規範・誓約書の文面例	1
① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例	1
② 認定特定非営利活動法人カタリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」	2
③ 一般社団法人 S.C.P.Japan の「セーフガーディング行動規範」と「誓約書」	3
④ 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」	6
2. 相談体制・窓口に関する資料	8
① 相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例	8
3. 相談窓口の周知広報資料	12
① 広報カード	12
② 掲示物	14
③ 法務省 周知リーフレット	16
4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例	20
① 被害児童が低年齢の場合	20
② 被害児童が中高生の場合	23
③ 東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」における「児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例」	30
④ 【参考】司法面接（代表者聴取、協同面接）における聴き取り例	31
5. 保護者対応資料	35
① 保護者への連絡文面に係る参考例	35
② 内閣府・こども家庭庁作成の保護者向けのリーフレット	38
③ 子どもの性の健康研究会作成の保護者や教員、施設職員等向けのリーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」	39
④ 横浜地方検察庁の司法面接に関する案内（保護者向け）	40
6. こどもの権利に関する資料	41

【本資料の取り扱いについて】

- 各資料の著作権は、それぞれの事業者・団体等に帰属します。
- 各資料を参考に独自の資料を作成し、かつ当該資料等の公表にあたっては、参照元の事業者・団体名、資料名等を表示してください（本調査研究で作成したものは、表示不要です）。
- なお、以下については、編集可能なファイル形式にて、別途こども家庭庁ホームページに掲載予定です（掲載後、「予定です」を「しています」に変更し、URLを記載）。
 - 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例
 - 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」
 - 広報カード
 - 掲示物

ここで挙げる例はあくまでも参考例であるため、実際に現場で活用する際には、各事業者の事業特性、状況等に合わせて、作成して活用されることを想定しています。

1. 行動規範・誓約書の文面例

① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例

<p>（誓約書参考例）</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>株式会社○○○○○○○○ 代表取締役社長 ○○○○○ 様</p> <p>私は、令和〇年〇月〇日より貴社に勤務するに際し、下記の事項を確認のうえ、チェックボックス□にチェックを入れ同意し、それぞれの事項を遵守し職務に精励することを誓約致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>□いかなる理由があっても子ども及び保護者との性的接触・行為及び発言はいたしません。 (例)・性別を問わず、子どもに触れること（ボディータッチ）をしない。 ・授業等以外で、意図的に子どもを誘導し、密室内で1対1の状態にならない。</p> <p>□私用のスマートフォン等の写真及び動画撮影可能な電子機器を教室へ持ち込むことはいたしません。</p> <p>□学習塾に通う子どもとの私的な連絡先(SNS アカウントも含む)の交換はいたしません。</p> <p>□学習塾に通う子どもと、いかなる場合でも交際することはいたしません。 (交際をしていない場合でも、誤解を招くことがないよう行動すること。)</p> <p>□在職中、退職後に関わらず、業務上知り得た、子ども及び保護者の個人情報を第三者に提供することはいたしません。</p> <p>□就業規則に則り、上司の指示・命令に従い規律の厳守に努め、誠実に職務を遂行いたします。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p><u>私は上記の内容について、説明を受け同意しました。</u> <u>その証として、ここに署名をいたします。</u></p> <p>住所：</p> <p>氏名： 印</p>
--

出典：公益社団法人全国学習塾協会「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン 第2版」
(https://jja.or.jp/wp-content/themes/bones_ver0.3/pdf/gfetsocacs_2nd_compressed.pdf)

② 認定特定非営利活動法人力タリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」

カタリバ・セーフガーディング指針のための行動規範

1. 子どもたちの安心・安全を守るために、すべての活動メンバーが実践すべき行動を以下に示します。
2. 子どもたちに対して、以下の行為を行わないことを約束します。
 - 身体的または精神的に傷つける
 - 不適切な言動で接する
 - 危険にさらされるような状況に置く
 - 危険または乱暴な振る舞いをしていても見て見ぬふりをする
 - 差別したりえこひいきしたりする
 - カタリバの活動外で個人的に連絡を取る、もしくは取ろうとする
 - 不適切な画像、動画、ウェブサイトに誘導する
 - 性的なことを連想させる身振りや態度を取る
 - 性的関係をもつ
 - 同じ部屋で寝る(災害等の緊急事態により安全管理上必要な場合を除く)
3. 子どもたちと接する時に、以下の点に留意します。
 - 可能な限り他者の目が届く場所で子どもと接するようにし、子どもと2人きりになるもしくは1対1でやり取りする必要がある場合は、子どもに不安を与えない環境を整えるとともに、周囲が状況を把握できるようにする
 - 子どもたちにとって危険な状況を察知し、問題が発生しないように事前に対処する
 - 子どもが危険にさらされていることを見過ごさないようにし、問題に気づいた場合は直ちに子どもを保護し、さらなる被害の発生を防ぐ
 - 子どもが気になっていることに常に耳を傾け、話を聞くようする
 - 子どもたち自身に「子どもの権利」について理解してもらい、問題が起きた場合に、どのように対処すればよいかを伝える
 - ちょっとした問題や懸念について気軽に話し合える関係性をつくる

2024年4月1日策定

出典：認定特定非営利活動法人力タリバ 提供資料

③ 一般社団法人 S.C.P.Japan の「セーフガーディング行動規範」と「誓約書」



一般社団法人 S.C.P. Japan セーフガーディングの行動規範

はじめに

一般社団法人 S.C.P. Japan（以下、「本団体」とする）は、本団体の掲げるビジョンとミッションに従い、全スタッフと関係者の間で最高レベルの倫理行動が維持されるようセーフガーディングに取り組んでいます。本団体に関わるすべての人が、安全な環境で、安心して活動に参加および参画できることを保障するために、本団体のスタッフおよび関係者は本行動規範に則り組織運営、事業活動をしていきます。

VISION（ビジョン）

一人ひとりが自分らしく歩んでいける未来をつくる

MISSION（ミッション）

- 自分らしく豊かに生きる力を養うスポーツの可能性を探る。
- 共生社会をスポーツを通じて推進する。
- スポーツを共生社会創りに活用できる実務者を育てる

行動規範

本団体のスタッフおよび関係者は、以下のことを約束します。

- 障害の有無、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的な意見、出身、出自、経済レベル、その他の身分などのいかなる理由による差別にも反対し、一人ひとりの尊厳とかけがえのない存在としての価値を尊重して行動します。
- 働くうえでパートナーとなる組織や地域社会を含め、自分自身や他の人々の安全、健康、福祉に対するあらゆる不必要なリスクを避けられるよう行動します。
- 自分自身が子どもや若者のロールモデルとなりうることを意識し、責任ある個人の姿を体現するように努めます。
- すべての子ども（および、危険にさらされている成人）が、社会生活でさらされ得るリスクについて認識し、学び続けます。
- 上記のリスクの軽減と排除に尽力し、必要で実行可能な対策をすべて講じます。
- 活動に参加、参画する人たちの最善の利益を考慮し、本人が現在や将来のリスクや影響を考慮した上で意思決定できるように、十分な情報提供を行います。
- この行動規範を広く周知し、本団体に関わるすべての人の身体的、心理的な安全を守る上で、懸念や心配する声などを早期に取り上げ、些細な事象であっても見過ごすことなく、話し合え

る場を確保することで、被害の予防を徹底します。

- 国内外問わず、活動地域の児童労働に関する法律を含む関連法を順守します。
- セーフガーディングポリシーに抵触する搾取や暴力などのあらゆる人権侵害行為についての懸念や申し立てを、適切な手順に沿って速やかに報告します。
- 本団体の活動に関わる以前、以降のものを問わず、搾取と暴力に関わる全ての嫌疑や前科について速やかに開示します。

本団体のスタッフおよび関係者は、日々の活動で以下の行為があることを許しません。

- その意図や程度を問わず、身体的、心理的、性的な暴力を含めたあらゆる暴力、または暴力的と捉えられかねない言動
- 尊厳や権利を傷つけたり、脅かしたりするような言動
- 特定の人たちを差別したり、搾取したり、ひいきしたり、排除したりする言動
- 性のあり方の多様性を無視し、尊重しない、尊重されていないように思われる言動や表現
- 子どもを性的な関係や活動に関わらせること（これには、性的なサービスや行為に対する支払いを伴う活動も含みます）
- 自らの利益や性的欲求のために、子ども、若者と接点を持つとうとしたり、性的な話を持ち出したりする行為
- 18歳未満の子どもと性的、肉体的関係を持つまたは持とうとする行為
- 本人の同意確認なく、身体の撮影、録画、露出、接触などを強要する行為
- 活動に参加する子どもや若者と個人的な関係を築き、活動の目的以外の連絡、接点を持つ言動
- 他者の目が届かない場所や密室的な環境で、子どもや若者と過ごすこと、またそういった状況を黙認、放置する行為
- 2人以上の保護者や監督者を置かない状況で、活動に参加する子どもや若者と休憩したり就寝したりする行為
- 違法行為（違法薬物、未成年の飲酒や喫煙など）や危険行為、他害行動を見逃したり、助長したり、強要するような言動
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などの自立や自己決定を妨げるような、必要以上の支援や介入
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などが自己決定や意思決定をする過程で、リスクについて軽視し、安易に本人の判断や自己責任のみに任せるような言動
- 本人および本団体の事前許諾なしに、活動に参加する人たちの画像、動画を撮影すること、あるいは、個人的な情報をメディアやSNSなどで拡散し、関係者外に伝達すること

以上

本団体の活動に参加、参画するすべての方は、事前に本行動規範を確認し、誓約書（次頁）をご提出ください。

- 二部ご署名いただき、うち一部は、ご自身の控えとしていつでも見直せるところに保管するようにしてください。
- 本行動規範に抵触する、または抵触すると疑われる言動があった場合は、必ず下記の窓口へご相談をお願いします。

【団体内の窓口】

内容	氏名	連絡先
本行動規範に関する提出先・問い合わせ		
セーフガーディング相談		
セーフガーディング相談	WEB フォーム	

【団体外の窓口】

内容	窓口	連絡先
セーフガーディング相談 (子どもによる相談の場合)	法務省子どもの人権 110 番 ※平日 8:30~17:15	電話 : 0120-007-110
セーフガーディング相談 (緊急度が低い場合)	居住地の市町村担当窓口 (例: 流山市で子どもに関する事案の場合 →流山市役所子ども家庭課)	各市町村の役所の電話番号をお調べください。
セーフガーディング相談 (緊急度が高い場合)	児童相談所へ通告 または警察へ通報	児童相談所 : 189 (イチハヤク) 警察 : 110

誓約書

私は、一般社団法人 S.C.P. Japan の「セーフガーディングポリシー」および「行動規範」について、説明を受け、内容を理解しました。

一般社団法人 S.C.P. Japan の活動へ参加・参画するにあたって、私は本行動規範を遵守することを誓約いたします。

記入日： 年 月 日

氏名： 署名：

④ 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」

かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナー*が順守すべき行動規範

用語の定義は、かものはしプロジェクトのセーフガーディング・ポリシーにおける用語の定義に準じます。

* かものはしプロジェクトと直接契約を取り交わす個人及び団体、またはかものはしプロジェクトが別団体を通じ契約する特定の個人が、契約業務上、子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、原則として関わる個人全員のSP別紙2-1行動規範への署名が必要です。但し、業務の性質上、3名以上の複数の者が子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、パートナー側の代表者または事業責任者によるSP別紙2-1行動規範およびSP別紙2-2宣誓書への署名をもって代えることができます。

私は、かものはしプロジェクトの“セーフガーディング・ポリシー”を理解した上で、
以下に同意いたします。

【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】

1. 子ども、虐待・搾取等被害の当事者(以下、当事者)を含む全ての人に対し、人種、肌の色、性別、言語、宗教、性的指向、政治的あるいはその他の意見、国籍、民族的あるいは社会的起源、財産、障がい、出自その他の地位に関係なく、敬意をもって接すること。
2. 組織内外において、子ども・当事者を含む特定の人について取り上げる際に、個人情報を保護すること。
3. 子ども・当事者を含む関係者の医療の書面、訴訟書面などの重要な書面の写しを持つ場合は、紛失、漏洩等を起こさないよう、責任を持つこと。
4. 子どもの労働に関しては、労働法を含む、全ての関連する現地の法令を順守すること。
5. 当事者と活動を行わないし、当事者に対してサービスを提供する場合にあっては、当事者自身の同意をもって行うこと。当事者が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を取得すること（但し、彼らが法律上保護が必要な状態にある場合はその限りではない）。

【事業活動に関する事柄】

6. 子ども、当事者の近くで仕事をする場合には、可能な限り他者の目が届くようにすること。
7. 子ども、当事者を含む特定の人の秘密情報を関係者に開示する際には、本人の同意を得ること。
本人が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を得ること。
8. 事業活動において、子ども・当事者がトラウマを引き起こしたり、意図せず傷ついたりするような状況が起こらないようにするために、必要に応じて継続的にケースワーカー等支援者と情報のやりとりを行うこと。
9. かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナーが関わる安全と権利を脅かす行為、または事業活動の結果として関係者の安全と権利が脅かされる懸念又は事案を見聞きした場合は、即時にセーフガーディング・フォーカル担当に報告すること。
10. かものはしプロジェクトと協働する以前又は協働している期間中に生じた全ての訴訟、有罪判決及びその他の犯罪履歴の中で、搾取及び虐待に関するものがある場合は、即時にかものはしプロジェクトに開示すること。なお、契約者が団体の場合においては、団体が責任を持って、案件に直接携わる職員のその情報を開示すること。

以下のことをいたしません。

【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】

11. 子ども・当事者を含む全ての人に対し、不適切な、嫌がらせの、虐待的な、性的刺激のある、屈辱的な、又は文化的観点から不適切な発言及び行動をすること。
12. 18歳未満の子どもを、性的サービスあるいは行為に対する支払いを含む、性交又は性的行為に関与させること。
13. 全ての人に対し、体罰を加えること。
14. 子ども・当事者を含む関係者の信用と協力を得るために、嘘をつくこと。
15. コンピューター、携帯電話、ビデオカメラ、カメラ又はソーシャルメディアを不適切に使用すること。あらゆる媒体において、搾取又は嫌がらせをすること。また、子ども・当事者を含む関係者の搾取に繋がる、または尊厳を傷つけるような投稿やコメントをすること。
16. 家事労働またはその他の労働のうち、子どもの年齢や発達段階に鑑みて不適切と思われるものや子どもが教育や余暇活動に使うべき時間の妨げとなるもの、子どもを重大な損害のリスクの下におくものに、子どもを雇うこと。

【事業活動に関する事柄】

17. 事業活動において、絶対的な必要がある場合または自分の上司の許可を得た場合を除き、同伴者のいない子ども、当事者と他者の目が届かないようなプライベートな場所で会うこと。
18. 子ども・当事者を含む関係者が、安全や権利が脅かされる事案に関する報告・相談をしてきたときに、それを見逃したり、軽く扱ったり、からかったりすること。
19. 子ども・当事者を含む関係者の個人情報を、本人または保護者の承諾を得ずに、外部の者と共有すること。

私は、かものはしプロジェクトで活動する者として、良識に従い、子ども・当事者を含む、かものはしの事業活動に関わる全ての人たちの安全と権利が守られる環境づくりに取り組むとともに、事業活動の結果として子ども・大人の安全と権利が脅かされることないよう細心の注意を払う責任があることを了解いたします。

日付: _____

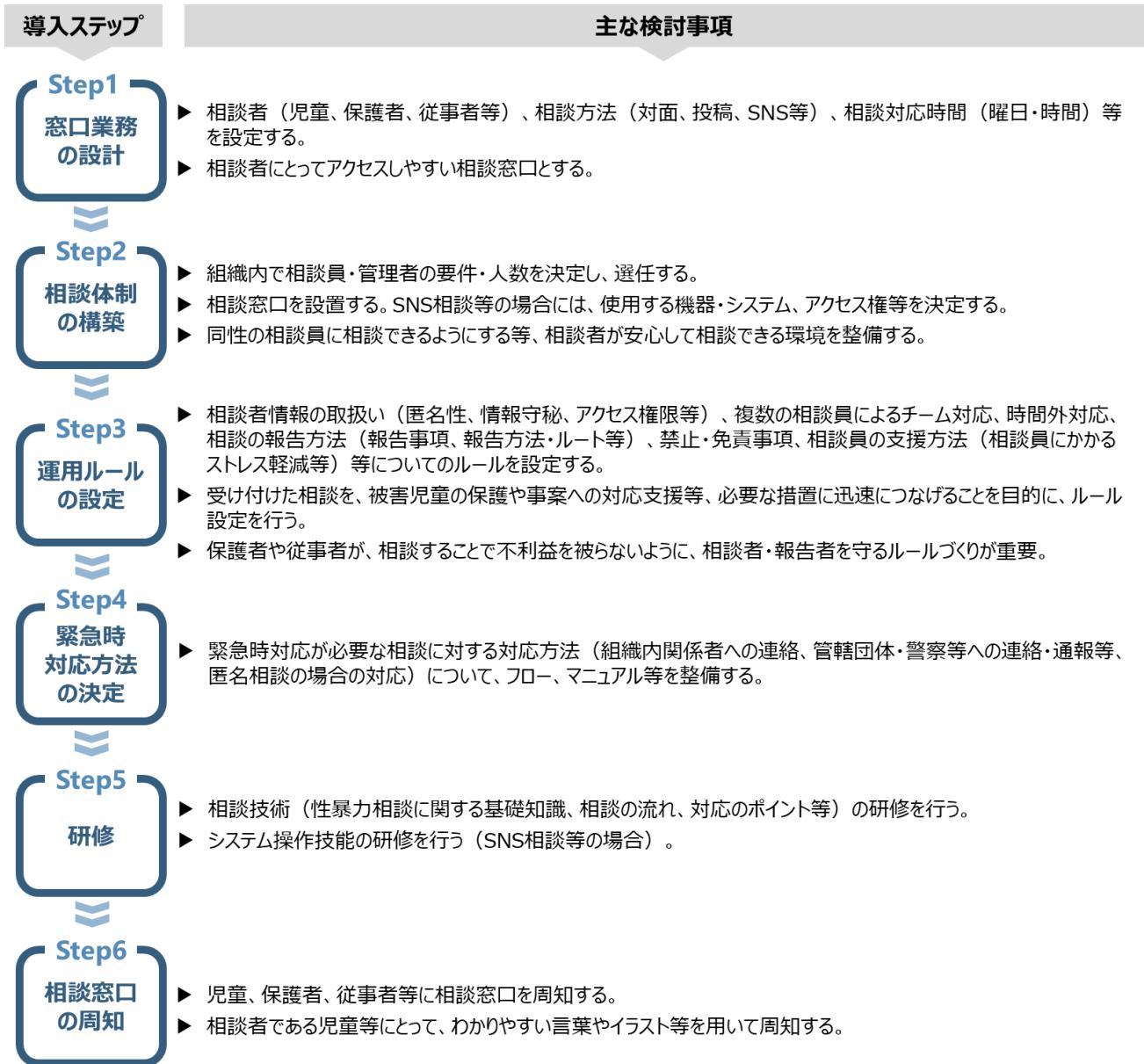
所属: _____

署名: _____

2. 相談体制・窓口に関する資料

① 相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例

事業者内に相談体制・窓口を設置する場合、例えば、下図のような導入ステップをとることが考えられる。



各ステップにおいては、次のような留意点が考えられる。

Step1 窓口の設計

- 相談手段は複数あると有効と考えられる（多くの情報を得られる電話、気軽に相談できるSNS等）。

Step2 相談体制の構築

- 相談者が希望する性別の相談員に相談できるようにする等、相談者（児童等）が選択できるとなおよい。

Step3 運用ルールの設定

- 原則として、匿名での相談を可とする方が、早期発見につながると考えられる。一方で、匿名の場合には実現できない対応も出てくるため、それを明示することが有効（可能な対応範囲や実現が難しい事項等）。
- 加害の疑いを発見した従事者から、相談しやすい仕組みがあることが有効と考えられる。内部通報制度を構築し、

全従事者に周知することも考えられる。

Step4 緊急時の対応方法の決定

- 緊急時のケース（例：不同意性交を最近受けた場合）を特定することや、その際の対応方法（例：警察への通報、性暴力に対する治療に理解のある医療機関をワンストップ支援センターに相談）を予め検討することが有効と考えられる。
- 相談員が責任者ではない場合、責任者等の緊急連絡先を定めておくことも有効と考えられる。

Step5 研修

- 研修を受講するなどして、二次被害や記憶の汚染等を決して起こさないよう注意することが重要と考えられる。

Step6 相談体制・窓口の周知

- 周知に当たっては、相談内容の取り扱い、回答に要する平均期間、外部の相談窓口情報、匿名の場合の留意点等の内容を記載するなど、児童が安心して相談できるような情報提供を行うことが有効と考えられる。

出典：本調査研究による検討内容

② NPO 法人フローレンスの「声の宅急便」（社内向けオンライン相談窓口、匿名可）

声の宅急便

* この投稿フォームは、保育やこどもと関わる場面で、気になったこと、これでいいんだろうかともやもやしたこと、この保育（こどもの関わり）でいいのだろうか、と悩んだことなどを投稿するフォームです。
* 投稿された内容は、下記リンク先に記載のこどもの権利委員会のメンバーのみが閲覧できます。
* 匿名でも大丈夫ですが、極力氏名・連絡先の入力をお願いします。担当者よりヒアリングをお願いすることがあります。
* 投稿内容の緊急度によっては本人の了承なく事業部への確認や外部機関への報告を行う場合があります。
* 投稿者個人に不利益が生じないよう、最大限に配慮いたします。

所属（ご自身の所属事業部を選択してください）*

選択してください

職種（ご自身の職種を選択してください）*

選択してください

どこで起きた？*

選択してください

その他

（本文欄）

詳細

（本文欄）

気になった現場の詳細を記入をお願いします。例）■■■■■
保育園 ● ● ● 月×日 ■■■■■
保育園 ■■■■■ など

悩みやもやもやしたこと*

（本文欄）

こどもへの関わりで気になったこと、いいんだろうか、と悩んだこと、もやもやしたことなど自由に記載してください。

希望する対応*

- 緊急対応希望（連絡先の入力をお願いします）**
- なんとかして欲しい（連絡先の入力をお願いします）
- 相談に乗って欲しい（連絡先の入力をお願いします）
- ただ言いたかっただけ その他（下記に記載してください）

緊急対応希望にチェックした場合、投稿者の許可なく対象の事業部へ共有させていただくことがあります。

希望する対応（選択肢以外）

（任意）氏名

詳細ヒアリングOKの場合は、お名前・連絡先・希望連絡手段の入力をお願いします。投稿内容によっては、ヒアリングをお願いすることがあります。対応は、子どもの権利委員会が担当し、個人情報は守られます。

希望する連絡手段

選択してください

メールでの連絡を基本とさせていただきます。

連絡先（メール）

こちらに記載のメールアドレス宛にご連絡をさせていただきます。迷惑メールのフォルダに入ってしまうことがありますので、ご注意ください。投稿から1週間以内に返信がない場合は、お手数ですが、
までご連絡ください。

連絡先（電話番号）

『声の宅急便』へのご意見ご要望がありましたらご記入ください

出典：NPO 法人フローレンス提供資料